

港区議会のしおり





港区平和都市宣言



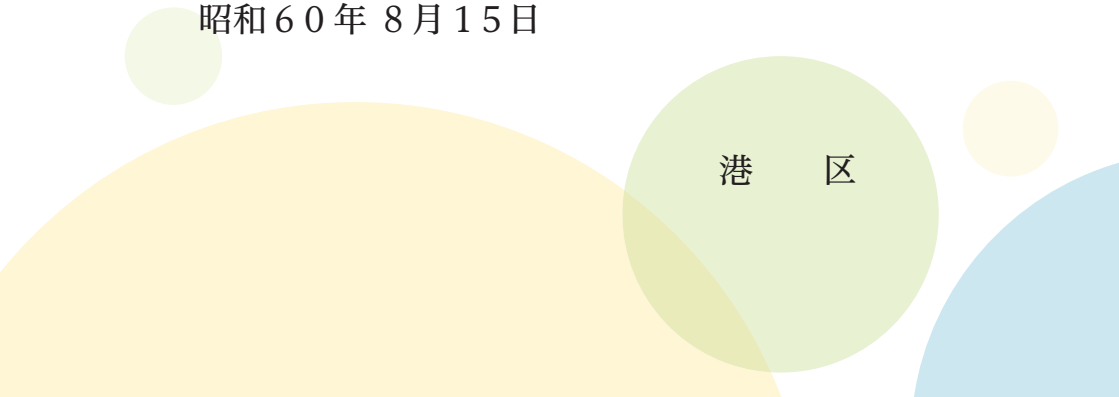
かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年 8月15日



港 区



はじめに



この冊子は、
区民の皆さんに
港区議会のしくみや
活動を知っていただくために、
わかりやすく作成したものです。
この冊子をご覧になり、
皆さんにとって
港区議会が
より身近なものになれば幸いです。



もくじ

区民と区議会

- 1 区民と区議会 ----- 1
 - 区議会の役割
 - 区議会と区長
- 2 区議会のしくみ ----- 2
 - 区議会議員
 - 議長と副議長
 - 会派

区議会の仕事

- 3 区議会の仕事 ----- 4
 - 議決
 - 区政の調査と検査
 - 意見書・要望書の提出と決議
 - 請願・陳情の受理
- 4 会議のあらまし ----- 5
 - 定例会と臨時会
 - 本会議
 - 委員会
 - 定例会の基本的な流れ
 - 会議を運営する上での原則

皆さんと区議会

- 5 皆さんと区議会 ----- 12
 - 傍聴
 - 一時保育
 - 港区議会へのアクセス
 - 請願・陳情
- 6 区議会の広報 ----- 17
 - みなと区議会だより
 - 港区議会ホームページ
 - 会議録
 - 港区議会 Facebook
 - 動画配信
 - 情報公開

区議会事務局

- 7 区議会事務局 ----- 19
 - 区議会事務局の仕事

議員名簿

- 8 議員名簿 ----- 20

1 区民と区議会

● 区議会の役割

区議会は、区民の代表である区議会議員で構成され、区民全体を代表する機関です。区民生活にかかわるさまざまな問題について論議し、区の重要な方針である基本構想や条例、予算等を議決するなど、区としての最終的な意思決定を行います。

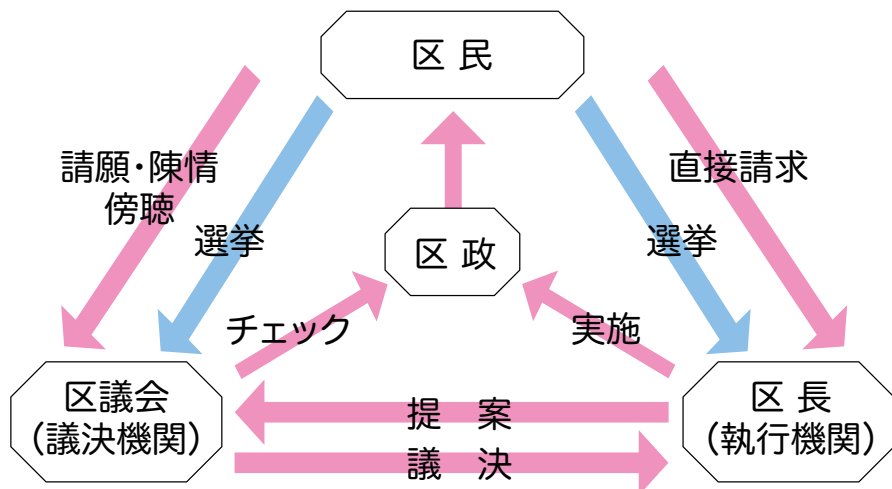
また、区の行財政運営や事務処理、事業の実施が適正かつ効率的に行われているか監視する重要な役割を担っています。

● 区議会と区長

地方公共団体には、団体としての意思を決める議会（議決機関）と、議会の決定に基づいて事業を執行する団体の長（執行機関）があります。

港区の場合は「区議会」と「区長」がこれに当たり、区議会の構成員である区議会議員と執行機関の長である区長が、区民による選挙で直接選ばれます。

区議会と区長は、それぞれ独立の機関であって対等な立場にあり、車の両輪のような関係にあります。それぞれの権限・役割が明確に区分され、相互のけん制と調和によって公正な区政を確保するチェック・アンド・バランスの機能を生かして、区民が安心して快適に暮らしていけるよう区政を運営します。



2 区議会のしくみ

● 区議会議員

区議会は、区民の直接選挙によって選ばれた区議会議員で構成されています。

満18歳以上の日本国民で、区内に引き続き3か月以上住所を有する区民には、区議会議員を選挙する資格（選挙権）があり、また選挙権を有する満25歳以上の区民は、区議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。

現在の港区議会の議員定数は34人（うち欠員1人）です。区議会議員の任期は4年と決められており、現在の議員は、令和5年4月23日執行の港区議会議員選挙で選出され、任期は令和5年5月1日から4年です。議員名簿は、20ページから23ページに掲載してあります。

港区議会議員年齢別一覧
(令和6年10月1日現在)

最年長	79歳
最年少	31歳
平均年齢	51.1歳
70歳代	1人
60歳代	6人
50歳代	11人
40歳代	10人
30歳代	5人
計	33人

港区議会当選回数別一覧
(令和6年10月1日現在)

当選回数	人数
1回	9人
2回	4人
3回	7人
4回	4人
5回	5人
6回	3人
7回	0人
8回	0人
9回	0人
10回	1人
計	33人



● 議長と副議長

区議会の議長と副議長は、区議会議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、区議会を代表するとともに、本会議の主宰者として会議が円滑に運営されるように努め、議場の秩序を保ちます。また、区議会のさまざまな事務をとりまとめ処理します。

副議長は、議長が事故などで欠けた場合に議長の職務を行います。

令和5年5月30日開会の令和5年第1回港区議会臨時会において、第49代議長に鈴木たかや議員が、第48代副議長に七戸じゅん議員がそれぞれ選出されました。



議長
鈴木 たかや



副議長
七戸 じゅん

● 会派

区議会では、同じ主義・主張をもった区議会議員が集まって会派を結成し活動しています。現在、港区議会には、以下のような会派があります。

会派別の構成
(令和6年10月1日現在)

会派名	人数 ※（ ）は女性の内数
自民党議員団	11 (3) 人
みなと未来会議	7 (4) 人
維新・参政・Noblesse Oblige	5 (3) 人
公明党議員団	4 (0) 人
立憲民主党議員団	3 (2) 人
共産党議員団	2 (1) 人
港区れいわ新選組	1 (0) 人
計	33 (13) 人

3 区議会の仕事

● 議決

区議会は、区長や区議会議員から提出された議案などを審議し、その可否を決定します。このように議会の意思を決めることを「議決」といいます。区議会が議決機関と言われるゆえんです。区議会の議決を得なければ、区長は事業を執行できません。

しかしながら、区議会が区政に関するすべての事項について意思決定するわけではありません。議決を必要とする主な事項は、次のとおりです。

- 1 条例の制定、改正、廃止
- 2 予算の決定、決算の認定
- 3 予定価格1億5千万円以上の工事や製造の請負契約
- 4 副区長、監査委員の選任の同意
- 5 教育長、教育委員会委員の任命の同意

● 区政の調査と検査

調査権：地方自治法第100条に定められていることから「百条調査権」と呼ばれます。区政全般に係る具体的な事項について調査する権限で、調査に当たっては強制力が与えられ、関係人の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。請求された者は、正当な理由なしに拒否した場合には処罰規定があります。

検査権：区の事務の管理や進め方、さらには出納を検査する（事務検査）ことができます。また、必要があれば、監査委員に監査を請求する（事務検査）ことができます。不当な事実が分かれば、議会として執行機関の責任をただす措置をとることができます。

● 意見書・要望書の提出と決議

生活環境の改善や福祉・教育の充実など区民生活に重要なことでも、区だけでは解決できないことが数多くあります。このような時には、関係機関に意見書や要望書を提出して積極的な解決を求めています。

また、政治的効果を期待して、区議会の意思を表明するために決議をします。

● 請願・陳情の受理

区議会は、区政などについての請願・陳情を文書により受理します。詳しくは、14ページをご覧ください。

4 会議のあらまし

● 定例会と臨時会

区議会は、年4回（原則として2月、6月、9月、11月）定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。いずれも招集するのは区長の権限です。なお、臨時会は、区長が必要と認めるときなどに付議する事件（審査する内容）をあらかじめ告示した上で開かれます。付議する事件とは法令等に根拠のあるものをいい、法令等に根拠のないものは付議する事件となりません。

定例会や臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその期間中に本会議や委員会を開き、議案や請願の審議などを行います。

● 本会議

区議会議員全員で構成され、区議会の最終的な意思決定を行います。区議会に提出された議案の議決や区議会としての意見表明などは、すべて本会議で決まります。また、区議会議員が、区の事務について、区長や教育長などの考えを問う代表・一般質問を行います。会議は、原則として議員定数の半数以上の区議会議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、議長があらかじめ定めた議事日程に従い会議を進めます。

● 委員会

区が処理すべき分野は広範囲にわたっており、区議会が審議する議案の件数も多くなっています。本会議だけですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないため、委員会を設置して議案や請願などの審査を行っています。委員会には、「**常任委員会**」、「**議会運営委員会**」、「**特別委員会**」があります。委員会は、本会議での議決により議会が閉会中（定例会の会期以外の期間）にも、所管事項について調査・研究するため活動を行うことができます。



常任委員会

常設されている委員会で、それぞれ所管に属する事項を専門的かつ詳細に審査します。現在、4つの常任委員会が設置されており、区議会議員はいずれか1つの常任委員会に属します。任期は1年です。

(1) 総務常任委員会 (定数 8 人)

【所管事項】

総合支所に関する事項（企画経営部及び総務部の支援を受ける事項に限る。）並びに企画経営部、総務部、会計室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 保健福祉常任委員会 (定数 9 人、うち欠員 1 人)

【所管事項】

総合支所に関する事項（保健福祉支援部及び子ども家庭支援部の支援を受ける事項に限る。）並びに保健福祉支援部及び子ども家庭支援部に関する事項

(3) 建設常任委員会 (定数 9 人)

【所管事項】

総合支所に関する事項（街づくり支援部の支援を受ける事項に限る。）及び街づくり支援部に関する事項

(4) 区民文教常任委員会 (定数 8 人)

【所管事項】

総合支所に関する事項（他の常任委員会の所管に属しない事項に限る。）並びに産業・地域振興支援部、環境リサイクル支援部及び教育委員会に関する事項

議会運営委員会

各会派の代表者によって議会の運営方法などについて協議します。任期は1年で、定数は10人（うち欠員2人）です。

【所管事項】

- 1 議会の運営に関する事項
- 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

特別委員会

特定の事件を審査するため、必要に応じて本会議の議決により、臨時に設置される委員会です。その特定の事件の審査が終了すれば特別委員会は消滅します。現在、6つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、特定の事件の調査・研究を行っています。

また、港区議会では、予算の審査のための予算特別委員会や、決算を審査するための決算特別委員会を設置するのが慣例となっています。

(1) 防災・危機管理等安全対策特別委員会（定数 9 人）

防災対策及び危機管理等安全対策に関する調査について

(2) こどもまんなか・少子化等対策特別委員会（定数 9 人、うち欠員 1 人）

こどもまんなか社会実現及び少子化対策に関する諸対策について

(3) DX 推進・行財政等対策特別委員会（定数 8 人）

DX 推進・行財政問題に関する諸対策について

(4) 交通等対策特別委員会（定数 8 人）

交通に関する諸対策について

(5) 環境等対策特別委員会（定数 8 人）

環境整備に関する諸対策について

(6) 海外修学旅行調査特別委員会（定数 8 人）

区立中学校海外修学旅行に関する調査について



（令和 5 年度決算特別委員会）

常任委員会委員名簿 (令和6年10月1日現在)

会派名 委員会名 (定数)	自民党議員団 (11人)	みなと未来会議 (7人)	維新・参政・ Noblesse Oblige (5人)
総務常任委員会 (8人)	三 田 あきら 小 倉 りえこ 鈴 木 たかや	榎 本 あゆみ	榎 本 茂
保健福祉常任委員会 (9人) 欠1人	○土 屋 準 ゆうき くみこ	なかまえ 由紀 七 戸 じゅん	とよ島くにひろ 白 石 さと美
建設常任委員会 (9人)	ませ のりよし 二 島 豊 司 ◎うかい 雅 彦	○石 渡 ゆきこ 玉 木 まこと	根 本 ゆ う
区民文教常任委員会 (8人)	やなぎわ 亜紀 池 田 こうじ ○清 原 和 幸	さいき 陽 平 ◎琴 尾 みさと	新 藤 加 菜

議会運営委員会委員名簿 (令和6年10月1日現在)

会派名 委員会名 (定数)	自民党議員団 (11人)	みなと未来会議 (7人)	維新・参政・ Noblesse Oblige (5人)
議会運営委員会 (10人) 欠2人	小 倉 りえこ ◎やなぎわ 亜紀 ゆうき くみこ	さいき 陽 平 ○玉 木 まこと	とよ島くにひろ

特別委員会委員名簿 (令和6年10月1日現在)

会派名 委員会名 (定数)	自民党議員団 (11人)	みなと未来会議 (7人)	維新・参政・ Noblesse Oblige (5人)
防災・危機管理等安全対策 特別委員会 (9人)	○小 倉 りえこ 清 原 和 幸 うかい 雅 彦	石 渡 ゆきこ なかまえ 由紀	◎根 本 ゆ う
こどもまんなか・少子化等対策 特別委員会 (9人) 欠1人	やなぎわ 亜紀 ゆうき くみこ	◎さいき 陽 平 榎 本 あゆみ	とよ島くにひろ ○白 石 さと美
DX推進・行財政等対策 特別委員会 (8人)	ませ のりよし 鈴 木 たかや ◎池 田 こうじ	琴 尾 みさと 七 戸 じゅん	新 藤 加 菜
交通等対策特別委員会 (8人)	三 田 あきら 土 屋 準 二 島 豊 司	玉 木 まこと	榎 本 茂
環境等対策特別委員会 (8人)	ませ のりよし ○ゆうき くみこ うかい 雅 彦	さいき 陽 平 玉 木 まこと	榎 本 茂
海外修学旅行調査特別委員会 (8人)	三 田 あきら ○小 倉 りえこ 二 島 豊 司	琴 尾 みさと ◎榎 本 あゆみ	新 藤 加 菜

◎ 委員長 ○ 副委員長

公明党議員団 (4人)	立憲民主党議員団 (3人)	共産党議員団 (2人)	港区れいわ新選組 (1人)
○丸山 たかのり	◎山野井 つよし		森 けいじろう
◎池 田 たけし		福 島 宏 子	
野 本 たつや	兵 藤 ゆうこ	風 見 利 男	
なかね 大	阿 部 浩 子		

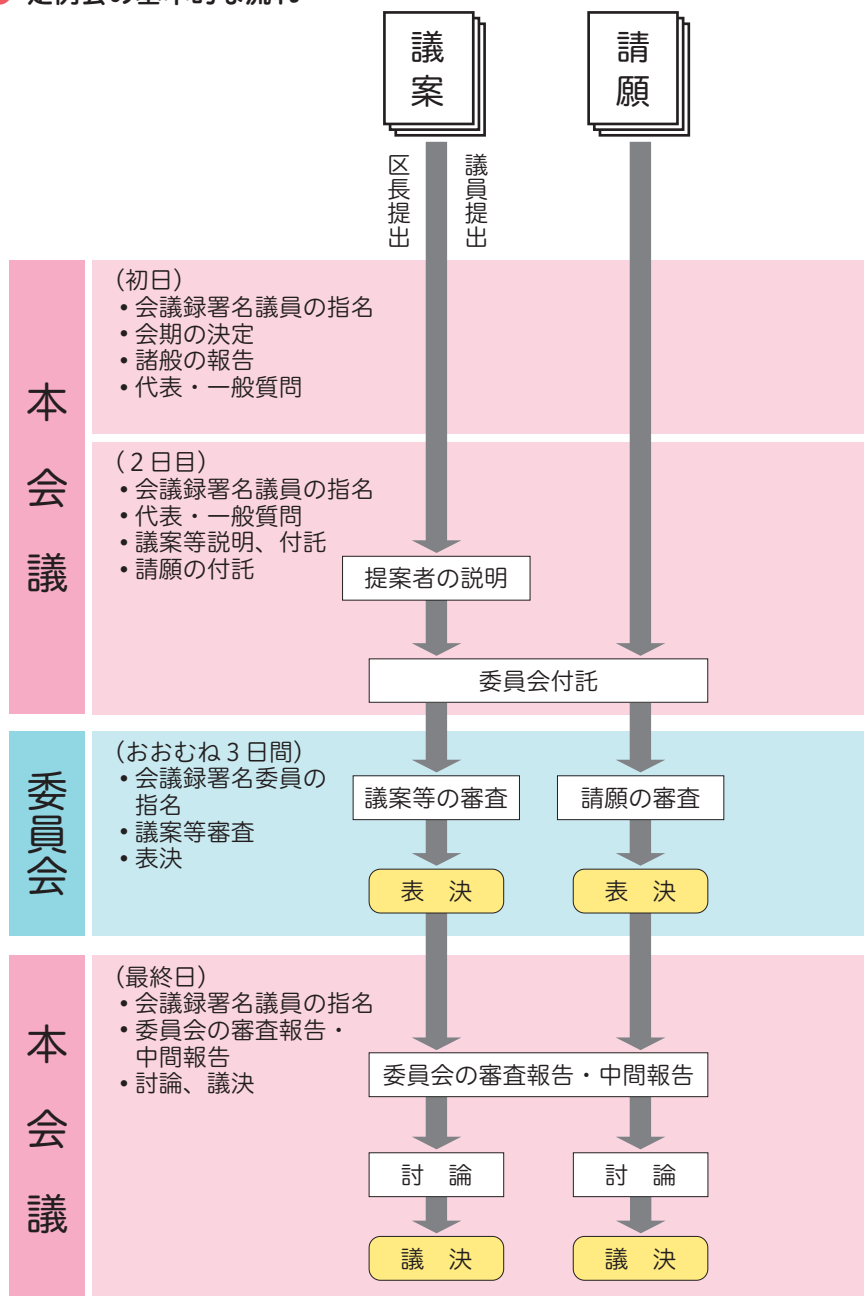
◎ 委員長 ○ 副委員長

公明党議員団 (4人)	立憲民主党議員団 (3人)	共産党議員団 (2人)	港区れいわ新選組 (1人)
池 田 たけし	山野井 つよし		

◎ 委員長 ○ 副委員長

公明党議員団 (4人)	立憲民主党議員団 (3人)	共産党議員団 (2人)	港区れいわ新選組 (1人)
野 本 たつや	山野井 つよし	風 見 利 男	
丸山 たかのり			森 けいじろう
池 田 たけし	○阿 部 浩 子		
○なかね 大	兵 藤 ゆうこ	◎福 島 宏 子	
なかね 大	◎兵 藤 ゆうこ		
野 本 たつや	阿 部 浩 子		

● 定例会の基本的な流れ



● 会議を運営する上での原則

民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、いろいろな原則があります。

定足数の原則

会議を開いて議決するに当たっては、一定数以上の区議会議員が出席していなければなりません。この際に必要とされる出席議員の数を定足数といいます。通常は、議員定数の半数以上となっています。

過半数の原則

事件の可否は、原則として出席議員の過半数で決めます。議長（委員会においては委員長）は表決に加わることができませんが、賛成と反対が同数のときは議長（委員会においては委員長）が決定します。

過半数の議決の例外として、現在在職する区議会議員の3分の2以上が出席し、4分の3以上の賛成が必要なもの（区議会議員の除名処分など）や、出席議員の3分の2以上の賛成を要するもの（区役所の位置の変更など）があります。

会議公開の原則

会議は、原則として公開することになっています。このことから、一定のルールの下、傍聴や報道の自由を認め、会議録を公表しています。

例外として、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会として非公開にすることができます。

会期不継続の原則

議会は、会期ごとに独立して活動しています。そのため、会期中に議決に至らなかった案件は、会期の終了とともに消滅（廃案）し、後の会期に引き継がれないのが原則です。これを会期不継続の原則といいます。

例外として、本会議の議決によって継続審査とした場合には、議会が閉会中でも案件を審査することができ、次の会期で改めて提出することなく議決することができます。

一事不再議の原則

議会で議決された事件は、原則として同一会期中に再び提出することはできず、改めて審議されることはありません。

5 皆さんと区議会

● 傍聴

区議会の本会議及び委員会は、原則公開されており、傍聴することができます。本会議場の傍聴席は66席あり、車いすをご利用される方のスペースもあります。傍聴を希望される方は、所定の場所で港区議会（委員会）傍聴申込書兼撮影・録音申出書に住所・氏名、撮影や録音を希望する場合には目的を記入してから傍聴席にお入りください。

また、本会議での議員の代表・一般質問及び区長の施政方針・所信表明については、手話通訳映像・文字通訳（字幕）を傍聴席のモニターで放映しています。

本会議や委員会は原則公開ですが、例外として、秘密会とした場合は傍聴することができません。また、児童及び乳幼児は原則、傍聴することができません。

《申し込み・お問い合わせ先》

区議会事務局 議事係

電話 03-3578-2915



（傍聴席）



（議場の傍聴席に設置しているモニター）



（委員会室）

● 一時保育

区議会では、保護者の方が会議を傍聴している間、生後4カ月から就学前のお子さんをお預かりします。以下の締切日までに、区議会事務局へ電話等でお申し込みください。



【申込締切日】

- ・本会議（議員の代表・一般質問、区長の施政方針・所信表明及び定例会最終日）
→傍聴を希望する会議の３日前（土曜日、日曜日、祝日を除きます）まで
- ・その他の会議（委員会、上記以外の本会議）
→傍聴を希望する会議の７日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます）まで

《申し込み・お問い合わせ先》

区議会事務局 議会総務係

電話 03-3578-2911

● 港区議会へのアクセス



- 都営地下鉄三田線御成門駅A2出口から徒歩5分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅A6出口から徒歩5分
- JR・モノレール浜松町駅から徒歩10分
- 港区コミュニティバス（ちばす）芝ルート「港区役所」、麻布東ルート「港区役所北」から徒歩約1分

● 請願・陳情

区議会では、区政に対する皆さんの意見や要望を請願・陳情として受け付けています。

請願

紹介議員として1名以上の区議会議員の署名または記名押印が得られれば、請願として受理します。

受理した請願は、慎重に審査して、内容に賛成できるものは「採択」、そうでないものは「不採択」、引き続き審査が必要なものは「継続審査」とします。

また、「採択」された請願の内容によっては、請願の趣旨を「意見書」や「要望書」としてまとめ、国や東京都などに送付します。

審査の結果は、請願代表者にお知らせします。

陳情

区議会事務局に提出後、所管の委員会に参考資料として送付されます。また、必要と認めるものは請願の例にならない処理します。

委員会への送付結果は、陳情代表者にお知らせします。



請願書の書き方

- 1 請願は日本語で書いてください。なお作成に当たっては、改ざんを防止する目的から、鉛筆や、いわゆる「消せるボールペン」での記入はご遠慮ください。
- 2 請願の趣旨を簡潔に書いてください。
- 3 請願者の住所、氏名（署名又は記名押印）、電話番号を書いてください。
なお、請願者が多数のときは代表者を定めて署名簿を添付してください。
- 4 あて先は「港区議会議長」としてください。

記入見本

（A4 判用紙・おもて）

〇〇〇〇に関する請願
港区議会議長
〇〇 〇〇様
提出年月日
請願者
住 所
氏 名
（署名又は記名押印）
電話番号
請願の趣旨（簡潔に）
<u>〇〇を〇〇〇してほしい。</u>

（A4 判用紙・うら又は2枚目）

請願理由
請願の趣旨に沿った具体的な 内容をご記入ください。

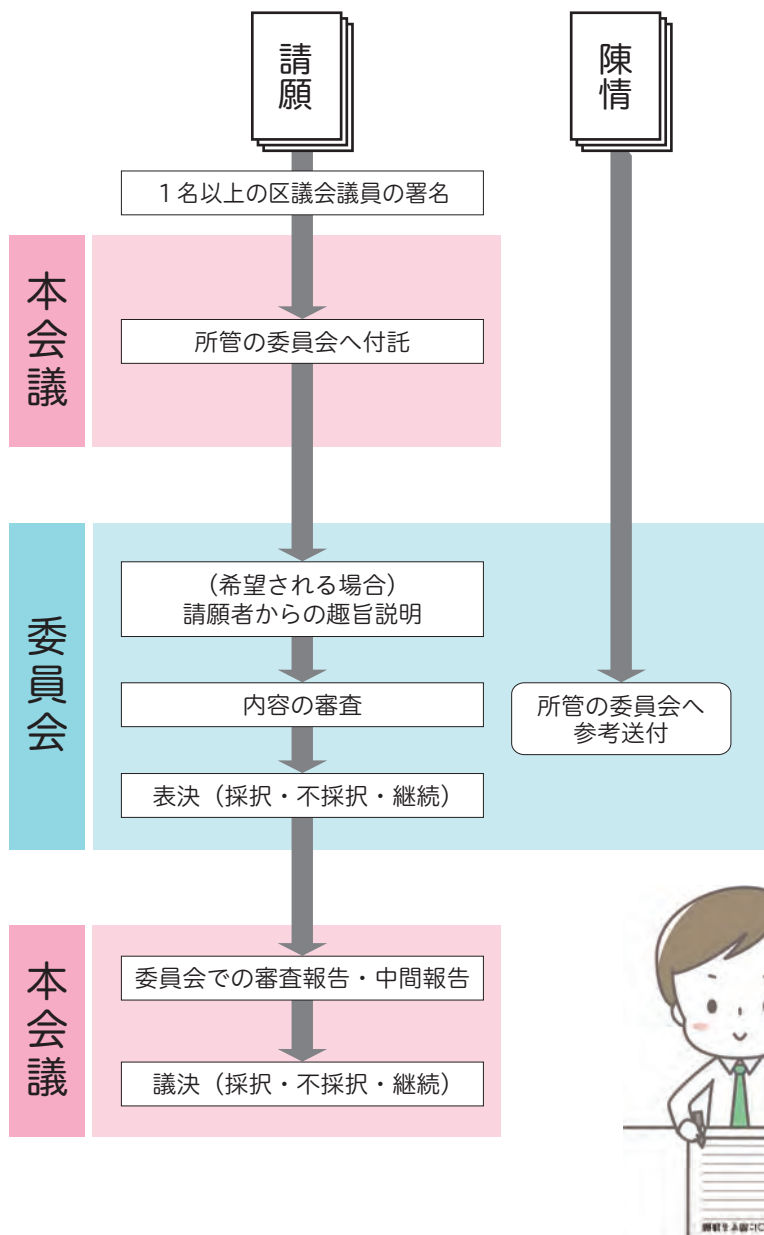


- ※ 陳情書を提出される場合は、上記の記入見本の「請願」の表記を「陳情」にしてください。
- ※ 横書き、縦書きの形式は問いません。

《提出・お問い合わせ先》

区議会事務局 議事係 電話 03-3578-2915

請願・陳情の受理から議決までの流れ



6 区議会の広報

● みなと区議会だより

本会議を中心に、議会活動の様をお知らせするA4判の広報紙です。年4回（改選時は年5回）作成し、新聞に折り込んで、みなさんのご家庭にお届けしています。ほかに、区の主な施設の窓口、郵便局、公衆浴場、東京メトロ8駅、JR（品川・高輪ゲートウェイ・田町・浜松町・新橋）5駅、ゆりかもめ5駅などに置いています。

また、音声を録音した「声の区議会だより」や「区議会だより点字版」を作製し、希望する方にお届けしています。

なお、「声の区議会だより」は港区議会ホームページにも掲載しています。



《申し込み・お問い合わせ先》

区議会事務局 議会広報担当 電話 03-3578-2920



● 港区議会ホームページ

会議情報、請願・陳情、傍聴、議員紹介、審議結果、区議会のあらましなどの情報をご覧いただくことができます。

港区議会ホームページアドレス

<https://www.gikai.city.minato.tokyo.jp/>



● 会議録

本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の会議録は、区資料室や港区議会ホームページでご覧いただくことができます。



● 港区議会 Facebook

区議会のさまざまな活動について情報を発信しています。

港区議会フェイスブックアドレス

<https://www.facebook.com/minatokugikai/>



● 動画配信

本会議及び予算・決算特別委員会について、インターネットでのライブ配信と録画配信を行っています。動画配信は、スマートフォンやタブレット端末でも視聴することができます。

また、本会議での議員の代表・一般質問及び区長の施政方針・所信表明の映像では、手話通訳映像及び字幕もあわせて視聴することができます。



● 情報公開

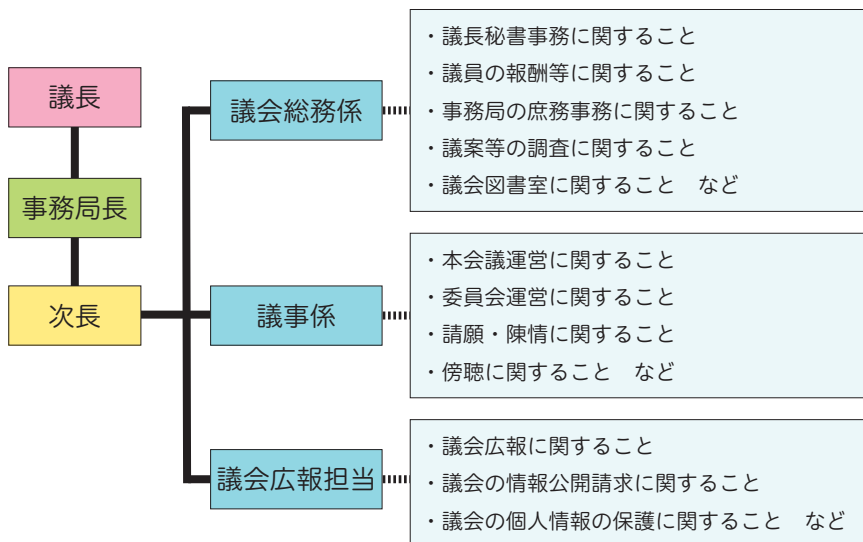
区民の知る権利を保障し、区民との信頼関係の確保や区政への参加、公正で開かれた区政を推進するため、港区情報公開条例に基づき区議会も実施機関として情報を公開しています。

7 区議会事務局

● 区議会事務局の仕事

区議会が十分活動できるよう事務局が置かれています。

区議会事務局は、議長から任命された職員が、事務局長を中心として、次のような仕事をしています。



(令和6年9月12日開会 本会議の様子)

8 議員名簿

港区議会議員（議席番号順）

定数 34 人（うち欠員1人） 令和 6 年 10 月 1 日現在

〈凡例〉
議席番号
ふりがな
氏名
所属会派
当選回数

写真

1

しま
とよ島 くにひろ

維新・参政・
Noblesse Oblige
当選 1 回



5

欠 員

2

しん どう か な
新 藤 加 菜

維新・参政・
Noblesse Oblige
当選 1 回



6

の もと
野 本 たつや

公明党議員団
当選 1 回



3

もり
森 けいじろう

港区れいわ新選組
当選 1 回



7

み た
三 田 あきら

自民党議員団
当選 1 回



4

さい き よう へい
さ い き 陽 平

みなと未来会議
当選 1 回



8

ま せ の り よ し
ま せ の り よ し

自民党議員団
当選 1 回



9

しら いし み
白石 さと美

維新・参政・
Noblesse Oblige
当選 1 回



14

お ぐら
小倉 りえこ

自民党議員団
当選 3 回



10

やま の い
山野井 つよし

立憲民主党議員団
当選 3 回



15

あ き
やなざわ 亜紀

自民党議員団
当選 4 回



11

こと お
琴尾 みさと

みなと未来会議
当選 2 回



16

すず き
鈴木 たかや

自民党議員団
当選 4 回



12

いし わたり
石渡 ゆきこ

みなと未来会議
当選 2 回



17

ふく しま ひろ こ
福島 宏子

共産党議員団
当選 2 回



13

な かね だい
なかね 大

公明党議員団
当選 2 回



18

ね もと
根本 ゆう

維新・参政・
Noblesse Oblige
当選 1 回



19

ひょう どう
兵 藤 ゆうこ

立憲民主党議員団
当選 3 回



24

ゆうき くみこ

自民党議員団
当選 5 回



20

たま き
玉 木 まこと

みなと未来会議
当選 3 回



25

に しま とよ し
二 島 豊 司

自民党議員団
当選 5 回



21

えの もと
榎 本 あゆみ

みなと未来会議
当選 3 回



26

かざ み とし お
風 見 利 男

共産党議員団
当選 10 回



22

まる やま
丸 山 たかのり

公明党議員団
当選 3 回



27

えの もと しげる
榎 本 茂

維新・参政・
Noblesse Oblige
当選 4 回



23

つち や じゅん
土 屋 準

自民党議員団
当選 4 回



28

あ べ ひろ こ
阿 部 浩 子

立憲民主党議員団
当選 6 回



29 なかまえ ゆき 由紀 みなと未来会議 当選 6 回 	32 いけ だ 池田 こうじ 自民党議員団 当選 5 回 
30 しちのへ 七戸 じゅん みなと未来会議 当選 6 回 	33 きよ はら かず ゆき 清原 和幸 自民党議員団 当選 5 回 
31 いけ だ 池田 たけし 公明党議員団 当選 3 回 	34 うかい まき ひこ 雅彦 自民党議員団 当選 5 回 

各会派議員控室の電話番号及び FAX 番号

会派名	電話番号	FAX 番号
自民党議員団	03-3578-2927	03-3578-2909
みなと未来会議	03-3578-2948	03-3578-2854
維新・参政・ Noblesse Oblige	03-3578-2960	03-3578-2936
公明党議員団	03-3578-2935	03-3578-2937
立憲民主党議員団	03-3578-2938	03-3578-2949
共産党議員団	03-3578-2945	03-3578-2947
港区れいわ新選組	03-3578-2961	—

MINATO CITY



〒105-8511

東京都港区芝公園1-5-25

港区議会事務局

議会総務係 03-3578-2911

議事係 03-3578-2915

議会広報担当 03-3578-2920

港区議会ホームページ <https://www.gikai.city.minato.tokyo.jp/>



発行番号 2024104-0511

令和6年10月発行